

第3回住民自治によるまちづくり懇談会（要旨）

懇談会の目的

下関市の住民自治によるまちづくりの推進を目的に、住民自治によるまちづくりの推進のための条例整備に関する事項及び推進計画策定に関する事項について、まちづくりの主体である市民の代表者からの意見聴取を行うため場として開催するもの。

- ◎日 時 平成26年6月19日（木）14：00～16：00
- ◎場 所 商工振興センター3階 第1研修室
- ◎出席団体 下関市連合自治会、下関市快適環境づくり推進協議会、下関市連合婦人会、下関市PTA連合会、下関市民生児童委員協議会、下関市女性団体連絡協議会、下関市保健推進協議会、下関市スポーツ推進委員協議会、下関市子ども会連合会、下関市文化連合会、下関市社会福祉協議会、下関市商店街連合会、公立大学法人下関市立大学
- ◎市出席者 総合政策部長、総合政策部政策調整監
地域支援課課長、課長補佐、主任2名
- ◎傍 聴 者 なし



◎次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1)住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）について
 - (2)住民自治によるまちづくりの推進計画（素案）の修正案について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

議事録作成の上では省略

2 会長あいさつ

活発な議論をいただきながら、より良い意見を市に伝えていきたい。

3 議事

(1) 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）について

事務局：資料1により説明

第1、2回の懇談会、メールなどで意見をいただいた。内容については、第2回に示している、目的の市と市民等の順番入れ替えのみ、市の役割、市民等の役割の順番入れ替え以外、文言に対する意見はなかった。

第2回目の懇談会で、大規模店舗を規制する条例ができないかとの意見があった。

産業振興部、商工振興課に確認し、現在の大規模小売店舗立地法では、大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項として、当該店舗の立地に伴う、交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定めることにより、地域社会との融和を図ることに主眼が置かれており、出店そのものを規制するものではない。出店する場合は、区市が独自にガイドラインを設けて、当該店舗施設の配置、運営方法などについて、地域住民の意見を聞く場をもって、生活環境保全を確保することとしており、店舗の出店自体を中止させることはできない。法令より厳しい条例を定めることは難しいと考えられる旨の回答を得た。以上、報告する。

資料1については、文言の修正はなく、条例の様式で示している。本日意見がなければ、来週から1ヶ月程度パブリックコメントにかける。出された意見を検討した上で、9月議会に上程する。併せて、行政内部の審査委員会等もあり、内容が大幅に変わることはないが、若干、条文

や逐条解説の整理が入ることもあり、順番やてにおはが変わる可能性がある
るので理解願う。条例が可決すれば、最終的なものを郵送する。

・ ・ 質問等 ・ ・ ・

会 長：一度示された内容であるが、改めて、懇談会を経てパブリックコメン
トにかけるということで、気づきがあれば願う。

委 員：定義の2条2号に地区の定義で、地区の区域を一定の条件で区切った
規則で定める地区とある。基本は一中学校区あたり一地区と認識してい
るが、旧下関市の北部地区は、文洋も一部にはあるが、山の田中学校、
向洋中学校区となっている。

山の田校区と向洋校区は一緒にやむを得ないという結論が出たやに聞
いている。名陵、日新、文洋についてはそのままになるのか。

事務局：第2回の資料3に、現状の地区割りを示した上で、自治連合会長と協
議し、それをもとに市の案をつくった。現在、確定しているものでなく、
まちづくり集会等で皆さんに聞いて進めていく。

東部、中央部は統合する案になっている。文洋は西部として独立してい
る。

委 員：山の田校区と向洋校区は、今までその区域割で会議等をしてきた。

事務局：山の田校区と向洋校区は、別々に案を示している。

委 員：まとまるという話はなかったのか。

向洋と山の田は別々になる案ということで認識した。

委 員：中学校エリアの図と自治連合会長の意見を参考に作成した図の2種類
があるが、現状、どちらの方向で進めているのか。

事務局：推進計画は今年12月に策定を目指しており、後者を案として示すが、
まちづくり集会や、パブリックコメントの意見を参考に進めたい。後者
の案に基づいて進めている現状。

委 員：その形で進めると、今までほとんど交流がなかった地区が、ひとつの
エリアになることについて、条例はできたが、誰が主導して進めるのか、
今まで顔も見たこともないような人を集めてとなると、今まで市が主導
してまちづくりを行っていたが、今度は自分たちでやりなさいとしても、
むつかしいのでは。

事務局：あくまでも条例は、規則で定める地区としている。規則は、意見を聞
きながら、別々が良いよということであれば、分けたものでもいいです
よという規則を定めるし、一旦、一地区ではじめたとしても、分けた方
が良いということになっても対応できる規則を定めることも可能であ
る。規則は条例のように議会に諮る必要がない。地域の事情に対応でき

るものとするが、変更も可能である。資料の区域は参考意見を聞き、仮に置いているということ。

委員：3頁の6条に、同一地域内において複数の協議会を設立することはできないとなっている。ひとつのエリアで決定した場合、それぞれの地域で自分たちはこういうことをしたいとした時に、全体で話し合いをしないと前に進まなくなるのか。

事務局：山の田地区に、AとB協議会ふたつをつくることができないという意味。仮に山の田をふたつに割ってしまえば、A地区、B地区ができるということであるため、同一地区にふたつできる形でないので可能となる。

委員：同じ中学校区で複数つくることは認めるのか。

事務局：認めないということ。

会長：条例でいう規則はまだ流動的である。具体的な地区はまだ決まっていない。地区で話しあった結果、地区が割れますという場合には、議会を通さなくても変えられると認識したい。今言われた、山の田をA、Bに分けることは不可能だ。中学校区が最小単位で、割れば割るほど複数出てくるのではなく、最低、中学校区単位以上で地区割をすることで良いか。

事務局：そのとおり。地域の事情の中で、東部、中央部などひとつで進めたが、ふたつに分けた方が良いということになれば、変更の届け出のような形になる。山の田がふたつということは規則に反することになる。

委員：東部、中央部がひとつになっているが、自治会の意見でこういうふうになっているのか。それとも、日新と名陵の中学校統合案によるものか。

事務局：小中学校の統廃合とは、全く別物で動いている。

自治連合会長に意見を聴いた際、この区分けが取り組みやすいということでこの案となっている。

今年のまちづくり集会やパブリックコメントの結果によるので、変更になることもある。

委員：統合案が出ていたため、そういうふう考えたのかと思った。

委員：山の田、向洋は、過去の歴史の中で、北部地区で、幡生周辺開発促進委員会があり、構成員として向洋校区の自治会長が入っており、今さら、分けるのはおかしい。また、公民館があるところは、公民館を中心に活動するが、名陵校区は公民館がない。日新、向洋は要望はしてきたが実現しなかった。

名陵校区には、市民センターが市民文化課の所管である。

山の田にすぎっている部分があるのに、そういう別々になる話がでたことに驚いている。

委員：エリアが決まったときに、協議会をふたつつくるとなったときに、中学校がないところは分かれることができないことになる。学校の統合が進んでくると中学校がないところが出てくるため、そこは独自に組織をつくりなさいということになるのか。

会長：中学校がないということはどういうことか。

委員：将来、なくなる可能性があること。

会長：地区が広がるということか。

委員：今まで行き来のなかったところをひとつにすると、例えば、吉田と王喜は木屋川中学校区であるが、ほとんど、文化祭など行事は別々に行っているため、一地区にふたつを認めないということになれば、一緒にやりなさいといっても即刻うまくいくのかと思う。

会長：協議会の下に部所を設ける話もあったように思うがいかがか。

事務局：単なる部会もあるし、支部ということも協議会の中で決めていくもの。

委員：小月、清末にしても別々に中学校がないが、一緒に活動しているかというところではない。

事務局：東部の5つでよく集まってコミュニケーションができているため、その案となっている。今後の地区毎の活動をどうするのかについては今からの協議による。

委員：5地区は、東部と木屋川中学校しかない。一時期、学校統廃合の話が出たが、テーブルにつく前段階で話は終わってしまう。人口は我々が子どもの頃と比べ半分にまで減っているが、小さいなりに全部やっている。夏祭りも全部自分たちだけでやっている。花火も一緒にやれば大きなものにできるかもしれないが、特に支障もないので、別段、一緒にやる必要はなかろうという意見が出てくるわけだ。

王喜と吉田は仲も良いし、昔から一緒にやろうという話もある。PTAが音頭をとって運動会を一緒にという話も出たが、具体的には進まなかった。将来の人口減少も含めて、市側からこのまちづくりの提案が出されるのは、ある意味、チャンスである。ただ、悲しいかな、職員が地域のことをよく知らないため、もっと地域のことを勉強してもらいたい。そうすればうまく進む。机の上だけでは進まない。

それぞれの地域にはプライドや歴史がある。十分に心して取り組んでももらいたい。

今までのまちづくりを一掃しようという市長の方針だろう。職員が勝手に進めているのではない。市長も市民起点と言っているためせつかくのチャンスである。邁進して欲しい。地域の事情をしっかりとわきまえて対応してもらいたい。

会 長：ご意見として伺った。

委 員：先日、王司で夏祭りに向けた会議の中で、まちづくりの話をした際に、それはまずいと、積極的に進めないように意見してくれとあった。今までの組織で一生懸命やってきて、100名程度の構成員がいる。新たなまちづくり協議会の下部組織にして、東部5地区をどのようにまとめるのか。下部組織は勝手に活動すれば良いということになるのではないか。

エリアも広い。市民から見れば、我々委員がこの形にしたと考えてしまう。委員としては、このエリアで良いですという意見は出しづらい。

我々が決めたということに繋がるのか。

会 長：懇談会は、あくまでも市が責任をもって提案するものに対して意見するもので、我々に決定権はない。議事録にも出ているが、委員の懸念がないように、意見に基づき決めたということは、間違いなく発表することになりますか。

事務局：まちづくり集会を開催したのちに、推進計画に入れていくようになる。ここで決めたということにはならない。

会 長：意見を出して、通るかどうかわけとして、団体の代表がこういう意見を出しているということが伝われば良いと考える。

委 員：内日の統廃合の関係はどうか。

事務局：中学校の統廃合を前提に考えていないため、現時点で中学校区域がどうなると示しているだけ。

委 員：将来的な展望は。

事務局：条例の条文には、区域のことについては記していない。あとは規則で定める。

内日は内日中学校だけであり、ひとつの区域として成り立ったとしても、途中で勝山中学校と一緒になったと仮定し、規則に従うならば、当然に勝山と一緒になるかということについては、規則の決め方にもよる。場合によっては、規則の変更も可能ですよということである。

委 員：内日は人口も少なく、中学校もひとつで、将来的に勝山や菊川と一緒になるとういうような話もある中で、最初から勝山と一緒にするということも考えられる。

事務局：そこが地域の意見を聞きながら、最小の単位を中学校区で進めさせていただきたいということ。複数校を統合するのは、地域の意見を聞きながら合意を得て決めていくことになる。現時点では内日から一緒にになりたいという意見がないので、市が強引に一緒にしますとは言えない。

副会長：中学校区と自治会連合会を一緒にすると合わない部分が出てくる。

中学校区だけでまとめることができるのか、自治連合会だけでまとめることができるのかどうか。何をするにも自治会が主体になってやってしまう。そればかりではないとも思うが、中学校区でやると決めたらどうか。その方が審議しやすいのでは。

事務局：1中学校区をひとつとしてということか。

会 長：副会長の意見は、市がどっちつかずのように感じられ、地区だけで対応する形になると話が進まないのので、中学校区でやると決めれば良いという提案なのか。

事務局：副会長の意見は、中学校区と自治連合会の区割りが異なる地区があり、具体的な例として東部、中央部は日新、名陵の校区と自治連合会の区割りが異なっているということ。

仮に、二つの中学校区を一緒にして、一つの地区とすることも、その地域の市民が良いというのであれば、そのような地区の設定としていきたい。

副会長：そういったところは何ヶ所あるのか。

事務局：5ヶ所ある。

事務局：旧4町では、豊浦町の夢が丘中と豊洋中、山陽では木屋川中と東部中、本庁管内では名陵中と日新中、川中では川中中と垢田中、彦島では彦島中と玄洋がある。

副会長：けっこうあると思う。そうすると足の引っ張り合いが出てくる。

委 員：中学校区だけで決めると、自治連合会が崩壊してしまう。

事務局：区域が食い違ってくる地区はそうかもしれない。

委 員：今までは、小さいなりに自治連合会をつくり文化祭等の行事をやっているものが、中学校単位となると、まとめていた自治連合会長のけん引力が無くなってしまう。もし、吉田と王喜で文化祭を一緒にしようとする、自治会を一緒にしないと方向が定まらない。

委 員：前回の議論であったが、基本的な形を決めて、最低を中学校単位で進める。かたまりを広くすることについては良いですよということであった。校区内で分割することはできないという基本論がある。

王喜、吉田について、現在のまちづくり組織を支部といった形でしっかり押さえていく方法もある。支部の中での行事を行う意見もあった。そうならざるを得ない地域もあろう。それは認めないということではない。現在の組織を尊重しながら、少し、新たなまちづくりの形をつくっていこうということ。元から結論出しながら区域を決めていくのではなく、素案で進めながら、規則で修正する方法でない、始めからベストな形で進めるのはむつかしいだろう。

事務局：一団体が担いきれなくなっている部分や、参加者の減少を懸念しているが、現在の活動でできていれば、継続を否定するものではない。また、自治連合会が崩壊することは考えられない。中学校区といいながら、自治連合会を基底としているため、そのようなことはない。

委員：6条に複数の協議会を設立することができないとなっているため、その下に、「ただし、支部を設けることができる」という文言を加えたらどうか。

委員：支部を認めるかどうかは、まちづくり協議会が決めることで、条例の中で決めるべきことではない。

事務局：運用の範囲でできると思う。

委員：協議会の規約で、支部をつくろうということになる。

事務局：条例では、同一校区内で、複数設置することはできないということで、支部活動については言われたとおり。

委員：どういった形で認定しますかということについて、エリアの中で、どうしても協議会に入らないとした場合に、認定をどうするのか。ふたつにわけた地域は認定しないのか。それは認めないということにしないとダメ。そういう申請があることを認識してもらいたい。

委員：現在、既存まちづくり協議会で活動している地域数はいくつくらい。

事務局：支所にひとつあるとすれば、半分程度。王司などは、同じようなものが3つくらいある。総合支所にけっこう残っている。

委員：支所の数よりも多いはず。

事務局：支所管内で複数あるところもあるが、支所単位で考えると半分程度ということ。

委員：既存組織をうまく合併する形で、22中学校区を17地区が理想なのか。

事務局：既存組織の活動は、全てが同じ活動ではないと考える。この活動については、今までの範囲内で継続するのが良いということや、別に大きな単位でできることもあるなどというような整理をしてもらおう。屋上屋を重ねることになっては望ましくない。全くやっていないことについても考えられる。単に祭りをやることだけが活動ではない。

委員：既存の協議会がないところ、あるところがある。我々は現にミニチュア版でまちづくりを行っている。

それとは別に、川中地区全体にまちづくり協議会が既に存在する。

下地はあるため、上手く活用しながら進めていけば良い。

既存組織は大いに活用できるようなシステムとして機能するように進めることが大事。

先日、総会でも話が出たが、押しつけでは、なかなかうまくいかない。地域から盛り上がってくるような組織づくりが大事である。ただ、区域を決めてまちづくりをやりなさいということではうまくいかない。トップダウン型でなく、下から盛り上がってくるようなまちづくり協議会にしたい。

委員：協議会をつくれば、補助金もあろう。会費制については触れていないが、会費については、協議されたのか。規約等をつくるときに問題になるう。

事務局：推進計画 8 頁に自主財源確保の中で記している。

他市の例として、1000世帯で1戸50円集めたとしても5万になるなど、そういうことも考えて欲しい意味で載せている。

委員：そこまでの協議は進んでいないのか。

事務局：自主財源のひとつとして考えられるということで、どこの地区でも会費を集めてくださいということにはならない。

委員：条例で定めるものではない。

事務局：そういう意識はあるということ。

委員：協議会の事業内容によるだろう。

会長：条例案について、協議会の役割第7条で、協議会は目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するように努めるものとするがあるが、(1)(2)があり、(2)は、地区の身近な課題の解決や地域活性化のためとわかりやすいが、(1)市民活動団体等が、活動をより円滑にかつ効果的に行うように協議会がネットワークを構築となっているが、この市民活動団体等はどういうイメージなのか。

市民活動団体等の位置づけについては、条例2条の(4)で市内で活動する市民活動団体等、イで独立している。アが居住、ウが勤務、エが学校に通うものとなっている。このことから、7条をイに限定して説明している意味がわからないため説明願いたい。

事務局：市民活動団体は、市の市民活動参画条例に定義があり、市民活動団体等は、任意の市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人である。任意の市民活動団体の中には、自治会、PTA、地区社協等が入っており、また学校、民間法人もある。

それぞれの団体の活動を理解して、情報共有するためのネットワークの構築ということになるので、メインは、既存団体のネットワークということになる。

会長：つまり、既存団体のネットワークづくりを協議会で進め、お互いに貢献しなさいということか。

事務局：そうです。

会 長：（１）と（２）を逆にすることはできないか。（１）の目的が主なのか。

事務局：一義的に（１）のネットワーク、相互補完があつて、地区課題に取り組むのかなと考える。

会 長：実務的であり、理念的にはどうか。協議会は活性化の取り組みを行うが、その中で、既存団体を活用してくださいという考えでの意見であるが、市としては、実務的に既存団体のネットワークをつくり、理念を（２）にもっていったということか。

事務局：はい。

委 員：市民活動団体は、市民文化課が所管しているが、ものすごく多く存在する。補助金をもらうために、一生懸命活動している。多く存在するため、これをまとめていくことにはならない。

事務局：その団体は、対象範囲は全市である。全市的な活動である。

今からは地区の中の活動ということになる。

委 員：構成団体には、民生委員等公的団体も含むのか。

事務局：含む。

委 員：現存するコミュニティ推進協議会は、地域全域で活動している団体も支部活動もある。

会 長：あまり狭くするとどうかと思う。市民活動団体はどういうことをイメージしているのか。市全域をやっているNPO含めて活動団体や地域の団体が別々に活動するのではなく、情報共有できる媒体に協議会がなるとして良いか。

委 員：市全体で活動している団体には、各支部があり、その方を入れて活動すれば良い。校区を跨ると若干難しいと思う。支部が一致していない。域外に出ている等。

事務局：活動範囲が、設定する地区内だけでなく、地区外に出た場合に、団体がやる行為そのものは入るが、やる範囲は地区内の活動に限ると考える。

委 員：活動団体が、川中支部で川中に存在し、例えば、支部の範囲が安岡や川中に跨った広範囲な支部として存在する場合は、再編しないと域内で活動できないことになる。安岡に居ながら、川中に所属しなさいということとはできないと思う。

事務局：それはない。

委 員：支部の行動規範が変わるため、検討する必要があるということ。

会 長：地区ごとの実情があるため、今後、事例が出てくると思うのでシミュレーションして頂きたい。

条例の文章について、こういう意見が出たということで公表されるが、

このままパブリックコメントに出す方向で良いか。9月に議会に出ていくということになる。

(1) 住民自治によるまちづくりの推進計画（素案）の修正案について

事務局：資料2により説明

資料2のまちづくり推進計画（素案）の修正案について、第2回の懇談会で意見が2点あった。基本方針で市民、地域、行政とあり、条例では企業が含まれるということであったが、企業の役割についてどのように考えているか。

もう一点は、推進計画8頁のまちづくり活動のための財源確保について、財源確保する主語が市なのか協議会なのかわかりづらいとあった。検討した結果、1点目、推進計画素案の3頁の6～8行に、「しかしながら、魅力ある元気な下関を実現するためには、行政のみならず市民、地域コミュニティ、NPOなど多様な主体も加わり」の部分で、修正後は、「市民、市民活動団体、企業など」と変更した。地域コミュニティとするより市民活動団体とした方が、より適切と考え、そのあとに企業を加えた。因みにNPOは市民活動団体に含まれる。

修正2は、まちづくり協議会の組織体制の図の下に、修正前は、「まちづくり協議会は地区で生活または活動する市民活動団体等全ての人を対象」を、先ほどの表現と同様に、「市民、市民活動団体、企業等全ての人を対象」と修正した。

修正3は、推進計画8頁で、修正前は、「まちづくり活動のための財源確保」として、まちづくり協議会がまちづくり計画に掲げる地区の将来像の実現に向けという部分。タイトルは、「自主財源確保」に修正し、「てにをは」の見直しもした。

「地区の特性を活かした取組等」を、「地区に適した取組」と修正した。併せて、企業との関わりも加えた。続きに、市としても、さまざまな情報提供しながら支援するというところで、明確に市の対応を記すこととした。

修正4は、目次及び資料の頁として、前回の懇談会で、まちづくり推進計画に委員名簿を掲載することについて了解を得たため、追加で名簿を入れた。

会 長：推進計画素案修正案について意見質問はないか。

委 員：自主財源を確保するというのは、各地区での自主財源ということか。

現在、市の援助もあり年間10万の会費を出している。そういうことか。

事務局：援助は補助金となる。自主財源確保は色んな形があり、努めてくださいということ。

委員：地区のみんなで確保するということか。

事務局：それぞれの地区でということ。協議会の中で議論して、地区の方から会費をもらうことや、存在する企業から協賛金をもらうなど考えられる。

会長：将来的には、実現の可能性は別として、ビジネスのようなものも自主財源として考えて良いか。

事務局：あり得るということ。

委員：自治会活動の課税問題があるが、税金の問題は大丈夫か。

事務局：税金を払ってでも、そういう活動をするのかどうか。

委員：これには、頭を悩ましている。

事務局：いろいろと申し訳ない。税務署に協議もしたが、収益事業をやるときは、相談して申告するという事になっている。法人格を持たなくても税金を払えば収益事業を行っても良い。

委員：規則は、地区の指定については、別表でいくのかどうか。

事務局：オーソライズできていないが、具体的な表を掲載する予定はない。

委員：当初は一定の区域を定めて変更ということだろうが、区域がなければ変更ということはないので、当然ながら指定するのであろう。図面方式か別表で示すのか。

事務局：今のところ、他市を見ても具体的に書いているところはない。市民の地縁、歴史を勘案して定める形で、変更もできるという形。別表にするとそのたびに規則改正をする必要がある。

委員：基準がないと話をすることができない。基準が区域であるため基準が必要である。

事務局：基準みたいな文言しか入れない形で考えている。どこかで話をする必要がある。曖昧な定め方でどうやって話を進めていくのかということになる。話をするときには、ある地区は、何町、何丁目まで話をしていく必要がある。

事務局：地域に説明するときは、この町名ですということは示していく。

委員：それを別表に入れるのか。

事務局：規則には入れることは考えていないが示していく。

委員：別表はつくるのか。

事務局：規則に別表で町名を列記するのか、また、図面のようなものを示すのは考えにくい。条文中に書いていくか、あるいは別表にはっきり町名を記していくのかということであるが、今は、別表は考えていない。

委員：基準がないと話を進められない。

事務局：もう少し話を詰めていく必要がある。通学区域に住所が出ており、それを利用する形になる。

委員：地区に示すものがないと説明できない。

事務局：規則で定める中学校区域がどこからどこなのかわからないため、図で示すか町名で示すかは、両方示すことも含めて検討したい。

委員：9月議会に上程、12月には推進計画報告としているが、その後のスケジュールで、住民説明会や啓発の具体的な考えはあるのか。

事務局：並行して設立運営のマニュアルを作っており、10月以降に積極的に手が上がるころについては、マニュアルとともに、市の職員と一緒に考える体制はあるし、説明会を望まれば何うようになる。地域と一緒に組織づくりをするようになる。

委員：来年度予算に向けてということか。

事務局：今年の後半から行う。推進計画ができれば、全戸配布の啓発を考えている。

委員：ここのメンバーが配るのか。

事務局：そうではない。自治会にお願いするようになる。全戸配布は1月か2月になるが、その前に市報も利用しながらPRはする。既に動き始めようとしている地区もあるため、説明会に出向きたい。

委員：いろいろ情報を流すときに一番良い方法は何なのか。

自治会にお願いするというか、今後どうなるのか。地区自体も、もう一歩決めかねている。はっきりすることが全てとは言わないが、もう一歩考える必要がある。曖昧な点が多いように思える。

委員：地区が確定しない内から、説明会に出向くのか、確定してから出向くのか。

事務局：確定してからとなる。エリア設定をするためにも、まちづくり集會でご意見をいただきたい。そのためには、ひとつの地区を設定してもらわないといけない。

ある地区でまちづくり集會を開いても、その地区が最終的な範囲ではなく、分けようかということにもなる。最終的に決まった地区で説明が必要であれば説明をすることになる。

17地区となれば進めやすいが、個別の自治会や、団体から要望があれば説明に出向く必要があると考える。

委員：地域毎に今まで説明会や勉強会を進めているのか。

事務局：一般住民に声掛けをしての地区毎の説明会は実施していない。

委員：主だった人に声を掛けているのか。

事務局：まちづくり集會も昨年実施している。

委員：どういった方法かとなると、そういうものを使っていくしかないのでは。

事務局：そうです。

委員：そういう形でやってきたものを自治連合会にお願いするわけにはいかないだろう。我々も知らなかったことであり、周知が必要。市報による方法もあるが、お金がかかっても全戸配布で見てもらうのが一番だ。

委員：次回で懇談会は終わるが、何を協議するのか。

事務局：推進計画の訂正や資料の訂正があったが、7月30日時点の最終的な形をみてもらおう。併せて、パブリックコメントの経過を報告したい。

委員：次回までパブリックコメントの成果が取れるのか。

事務局：意見に対する回答までは難しいが、できるだけ出したい。

委員：パブリックコメントの締め切りから3日くらいしかないが、是非お願いしたい。

会長：どういう意見が出たのかということを確認することと、総括のようなものもあるのか。懇談会の参加者は大きな協力をいただくため、市の考え方や役割について希望があれば受け付けるということも考えられるのか。

事務局：推進計画については、検討を続けていくため、意見があればもう一度お願いしたい。

委員：若干、手戻りになるような意見でも良いのか。

事務局：推進計画については結構です。

会長：意見に対する回答ができるのは今回が最後になる。次回懇談会での意見であれば、ご意見としてお聞きしたということで終わってしまう。具体的に意見があればファックス、メールで送っていただき、市が回答を準備する形が良いと考える。

委員：懇談会は次で解散になる。今後は、それぞれが地域で関与してくださいというお願いになることになる。

事務局：実際の稼働については、色々な課題があるため、ご意見を踏まえて詰めていきたい。

会長：以上で、第3回の議事を終える。

事務局：以降のご意見は、パブリックコメントで出していただいても良いし、ファックスやメールでお願いしたい。

次の4回目、7月30日（水）午後2時から、隣の会議室で行う。